

養護施設に於ける 虐待児の入所事例

藤野 泉

△はじめに△

一九四八年児童福祉法制定によつて、第一種児童福祉

た。

施設として養護施設は、「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させてこれを養護することを目的とする」（児童福祉法3章41条）と定義されているが、その初期には、戦災孤児、戦

その後わが国の経済成長の途上にあって、崩壊家庭の犠牲になつた児童の入所が急増していった。母家出、父行方不明、父親の酒乱も入所理由としては「養育困難」であった。

条)と定義されているが、その初期には、戦災孤児、戦争遺児などを含む「保護者のない児童」を多く擁して、

一九七〇年代頃から入所理由の殆どをしめる「養育困

難」の実情は、両親の長期療養であるとか、貧困などのやむを得ないものはなくなり、事情は何であれ、親の

「養育放棄」或いは「養育拒否」に他ならない状況であつた。これは十分にネグレクト（保護の怠慢ないし拒否）としての虐待と思われる。

入所理由に「虐待」となつてゐるケースは「身体的虐待」であるが、これに加え「里親不調」という複雑な新しい虐待ケースが近年増えている。「里親不調」は、児童期に里子として縁組をし、小学校高学年になって里親が解除を申し出たという場合で、児童は長期間の人間関係の軋轢を体験し、そして再度の拒否を受けて入所して来ることになる。児童の殆どは、身の上におきてくる事柄の事情も理解できず、訳の分からぬ不安、おびえなどでうつ状態になつてゐることが多い。

△事例△

△身体的虐待の例△

(1) 幼児（入所時）三歳二か月 男児

こうしてみると、賑やかに明るく子供達が日常生活を展開させてゐる集団としての養護施設の実態は、様々な意味での「虐待」を幼い身に受けた子供達それぞれの安定の場、回復の場、そして、再起する勇気を養う場とし

ての役割を基本的に持つてゐる訳である。

それには、もう一度新しく出会つた大人との信頼関係なしには、またその傷の深さに対応する専門性なしには、ひとりひとりの深手の傷と損なわれた人格を回復させることは、不可能だと痛感している。

当施設は最も小規模な養護施設（定員三十名）であるが、現在、様々な問題を解決しようとしつつ、生活している「被虐待児童」の中から幾つか例をあげてみたい。尚、以下の主訴、入所理由は児童相談所の児童票から、また現状、処遇方針等は施設での記録をそれぞれ要約して引用した。

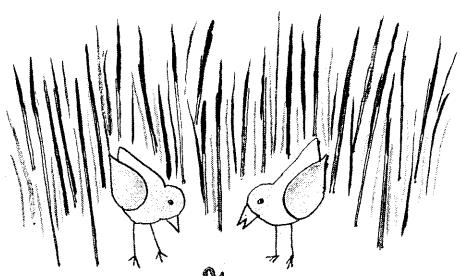
しては内夫の報復が恐ろしいので、子供だけ施設に預けた
い。」

この幼児の場合は、母親の申出に至る以前に、保育所で保母が幼児の身体に傷が絶えず、それがエスカレートしていく現状に対応し、子供を抱えて病院にかけこんだことが「虐待」の発見になったのである。指の爪がはがされている、前歯が折れている等の状態に医師は「この儘では生命も危険である」と「被虐待」の判断をし、問題は児童相談所に移行した。保育所でも子供の傷について何度も母親に事情を尋ねたが、はつきりとした答えが得られず、「階段から落ちた…」などと言っていたようである。

子供は病院に連れて行った日、保母の家に泊まつて以来は母親のもとに近寄らず、相談所に行く車にも母親と一緒にではなく乗らず、保母が膝にのせてやつと乗った状態であった。

(現状)

現在では五歳になり、幼稚園に通っている。見るからに華奢で可愛らしい子供であり、人気者として元気に生活しているが、対人関係には、敏感な、複雑な内面を持ち続けている。施設の保母に対する甘えにも独占欲が強く、わざと背を向ける、暴力的になるなど素直に表現出



来ない屈折した愛情欲求の強さを感じさせる。

母親からは最近連絡があり、内夫との生活のストレスで心臓を悪くし、円形脱毛症にもなり、何とか家を出たいと助力を求めてきている。

(処遇の方針)

幼い中に、鋭敏な理解力や頑固な面を強く持つてお

り、これは大人との異常な環境のなかで養われたものであると思われる。電車で外出する時「帰って来るよね」と必ず問うし、大人を追う様子にも未だ怯えが残っているが、バランスのとれた愛情関係の持続の中で、先ず安定した日常生活体験を基本としたい。不安を取り除きながら、子供らしい開放された生活や遊びの中で、持つている理解力などを健康的に伸ばしてゆきたい。

母親にも、ケースワーカ的関わりが必要と思われる。安心して相談出来る関係をつくり、何とか自立出来るようになつたことに可能な援助を続けなければならない。現状では「母親引き取り」は、まだまだ先のことであり、面会も当分は無理と思われる。

(2) 中学三年（入所時）十五歳 男児
主訴 「小学四年生の時に実父母の離婚により養父母が引き取つた。それまで放任されていたので厳しくしつけていたが、金銭持ち出し、家出が続き、家庭での養育は限界であるとの訴えなので調査したところ、被虐待児であることが判明した。」

右記が入所理由であったが、児童相談所の調査では、養父母の体罰は引き取り間もなくから始まつており、小學生の時にも虐待の通報が入つたことがある。特に養育の中心である養母からの虐待は日常的になつていて、頭を殴つたり、包丁を突きつけたりしている。子供の首には爪でついたと思われる疵痕が残つており、背中にも多數の傷がある。
子供から養父母に反抗することは全くなく、反抗出来ずの中学生になってから家出を繰り返し、友達の鞄から金銭を持ち出し、ゲームセンターの遊びや食費などにあ

てていた。三度目の家出は一か月間になり、野宿してい

る所を保護され養父母に連絡されたが、子供は帰宅を拒否し、養父母も養育の限界と児童相談所に申し出たといふ経過である。

中学では、小学校から被虐待児との申し送りを受けており、団地の階下の主婦から悲鳴が聞こえると通報が寄せられていたというが、養父母の言い分で事件にならなかつたようである。

（現状）

まだ入所間もないが、重く暗かった表情が明るくなり子供仲間や大人に対する親しみも出て生活している。

大人に対しても最初は緊張もあり、ちょっとした声掛けにもびくつとしていたこともあったが、持病の喘息の

検査の為、病院に通つたり、高校進学のことで転校したての中学に相談に出掛けたりの中でも、警戒を解いていったようである。最近では「100ピースのジグソーゲームが欲しい」などねだって買ってもらい、出来上がりを満足そうに見せ歩いたりしている。

（処遇の方針）

現状では養父母との関係の修復は難しく、家庭復帰は不可能である。まだすっかり心を開く状態にはなっていない。手探りの部分も多くあるが、新しい生活の体験の積み重ねの中で、安心した自己表現が出来るよう大人の側での連続した暖かい関わりが必要である。

受験勉強も強制を感じさせずに協力する機会をつく

り、安定と自信を増しながら高校進学を成功させたい。

そのことが近い社会復帰への希望につながるようにと願い、伸び伸びした生活で信頼関係を深めながら安定した帰属感を育てなければならない。

：心理的虐待の例…

(1) 小学五年（入所時）十歳 男児

主訴 「家に帰りたがらず、夜道を徘徊する。養育に苦慮している」

実情は、実母がこの子を連れて再婚した養父が、宗教

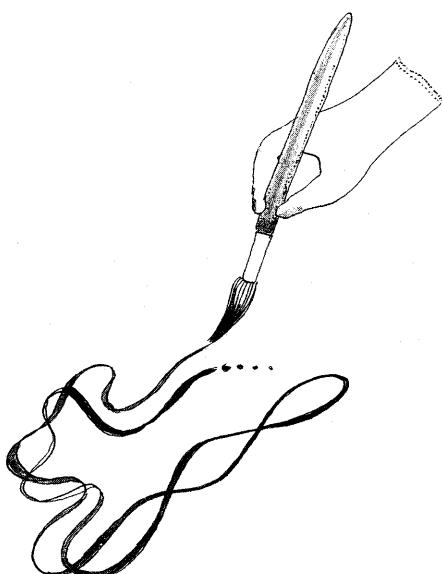
家で占いを職業としており、子供の教育、監護について独特な哲学を持つていて、学校教育に対しても強い不信を持っている。また近隣の人達とも付き合はず、子供を巻き添えにしながら閉鎖的に暮らしている。子供を登校させず、勉強は家庭で特訓し、従わないと折檻していた。子供が帰宅せず徘徊し警察に保護されても、本人に帰宅する意志が無いのならと引き取りを拒否し、親の責任にされたくない、尻拭いはしたくない等答えている。

家では、「風呂に水を入れ身体を洗う」「うさぎ飛びをさせる」「中腰にさせる」などの体罰を加えていたようである。ついに子供は家を出て行方不明になり、菓子パンなどを万引きしたり、暴走族のグループに助けてもらったり、心身共に疲労しているところを二日後見付け出される。父親、学校担任と共に児童相談所に連れて行かれ施設入所となる。

(現状)

入所当時は、明るく振る舞い、言動もハキハキとしていて得意な切絵を作つて見せるなど、良い子らしく努力

していたが、入所後三か月ほど経つた現在、大人を追いかけては電車の模型をねだつたり、甘えや、頑固で自己中心な面なども出てきている。登校を渋つて校門まで送る事が多いが理解力があり、工作に優れていて様々な作



品を作り上げている。ピアノも上手に弾き大人をびく
りさせたりして自分に対する注目、評価を求めている。

(処遇の方針)

まだ大人に甘えまわり、人間関係を確かめている感じ
もある。過去の家庭環境の体験からの不安感を持ち続け
ているようである。日常生活の中で時間をかけて、安定
した信頼関係に変化させてゆきながら、健康的な学校生
活も継続させたい。

養父、実母の状態からも家庭復帰は望めず、持つてい
る能力をバランスある実力に育て、希望や意欲につなげ
てゆきたい。

(2) 中学一年（入所時）十二歳 男児

主訴「養母から本児の動きの鈍さや持続性の無さに対しても
馬鹿呼ばわりをされ、『うちの子ではない、出でいけ』と言
われる。それに対して本児は何を言われても無視し、盗みな
どで反抗している。養母はここにきて我慢ができず、養育を
強く拒否している。」

(現状)

という入所理由であった。二歳の時に、乳児院から当
時、里親登録をしていた養父母に引き取られ、養子縁組
が成立している。その後の養育家庭で養母から、躰相談
(幼稚園在園中)、性向相談(小学一年)と、その後も相
談は続いており、この子は異常だと無能だと激しい
言葉を簡単に言うかと思うと、手放せないとも言い、そ
の都度なだめていた養父も今回は養母に引きずられるよ
うに、養育拒否に同意したという事情である。

一時保護所では、動作はゆっくりしており、感情の動
きも少なく質問にはなかなか答えない。こうした反応傾
向は、小さい頃からの母子関係からつくり上げられたも
のである。何をしても叱責され罵られるという関係の中
で、何もしないで(無表情、無感動を装う)、自分を守
るといったパターンが出来上がったものと考えられる。
家庭の中で会話がない事からコミュニケーション能力が
育つておらず考え方をまとめてゆく力が弱いとの判定を受
けている。

入所して一年以上の経過の中で、養母より「お前のような脳味噌の破れた人間は…」など酷い文章の手紙が二度来ている。養母は最初、父親の名前を使っていたので、子供は手紙を見てしまったが、喜怒哀楽をあまり表現しない。

人と一緒に食事が出来ず、転校した中学になじめず不登校の傾向になっている。入所時より痩せてきた事もあり、神経科で受診してもらった。「うつ症状」と診断されている。最近、生活には慣れ好き嫌いもはつきりしていて、伸び伸びして見えるし静かではあるが、仲間との関係も大人への親しみも自然である。しかし内面が分かりにくく複雑さを感じさせる少年である。時々おどけて欲しいものをねだったりもする。学校は週に三日ぐらいしか行けない。

(処遇方針)

以上簡単に実情を紹介し例として挙げた四名の子供達はそれぞれ入所して間もない。幼児がやっと二年目になったばかりである。日常生活で子供達は、みんな活発で、自己中心的で甘えん坊である。元気に学校に出掛けゆき、「ただいま」と当たり前のようにつながる毎日である。しかし、一人一人が持つ人生体験は、短いけれど我々の想像を超えるものである筈だと膝に乗ってくる子供の重みを支えながら、不思議にも思い、また深い責任を実感するのである。

我々に課せられている困難は沢山ある。その一つが虐待の発見ではないだろうか。言葉でも行動でも充分に表現できない子供達からの訴えは、小さくて届かない。そして辛い月日は容赦なく子供の傷を深くしている。前記の中学三年男児の身体の傷痕は数年かけて刻まれたもの

する。神経科へ月一度の通院を続け専門医の協力を得ながら、先ず精神的な安定をはかり、生活の楽しみを体験させたい。養母からは養子縁組解除の申請が出ている。

であるし、里親不調の少年のうつ症状の原因は幼児期から長い年月の苦しみなのである。

また養護施設の形態は、傷付いた子供たちの真の回復の場になり得るだろうか。逃れてくる子供達に、施設が新しい緊張や重荷を負わせるようなことがあってはならない。一時保護所にいる措置決定の児童には、入所前にどんなに遠方の児童相談所であっても、施設長と担当する職員が面会に行き、少しでも不安を軽くしようとしている。自分が待たれていて、大事にされているのだと感じじとることから大人との関係が始まるのである。

施設は集団生活ではあるが、日課や規則の無い、のびやかな生活を基本にして個別的な待遇に取り組んでい。しかし、大人の努力も研究も子どもたち個々の健康な回復にはまだ足りないのである。

そうした現状にあって、時々思うことがある。彼らは一体家族というものをどう理解しているのだろうか。自分が潜り抜けてきた過去の生活を幼い心でどう処理しているのだろうか。そして我々他人との生活を。これから

生きていく長い道のりの将来を。

日常生活の中で子供達は、思いまどう我々に、時々思ひがけないぐらいの信頼の表現を見せ、面映ゆくさせたりもするのである。考えて見ると、ここにあげた子供たちと、その過去の出来事について語り合い、過酷な体験を共有するなどは、とても出来ないでいることに気付く。私には未だその勇気も自信もないのだから。彼等との生活は始まつたばかりなのだと改めて自覚するのである。

「関係とは、人が、他人といても自由であり、第三者の面前でも彼自身であることができ、他人も彼のありのままに好意を持つてくれるような、相互理解なのである」（ジゼラ・コノ・カ著『収容施設のグリー・パワー』より）

（社会福祉法人 興望館・杏樹学荘）